

平成 22年 4月 1日

相楽園に入園される団体の方へ

兵庫県内在住 65 歳以上の方、
または障害者の方を含む団
体、社会福祉施設、等

指定管理者 一般社団法人 神戸市造園協力会
神戸市立相楽園

園長 乾 高彰

入園料減免に伴う団体入園届出について(お願い)

入園料が減免(無料)される下記の方を含む団体入園について、入園時の受付処理を速やかに行うため、下記の通りご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 入園料の減免対象者

- (1)高齢者(兵庫県在住で 65 歳以上)の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方について、公的な証明書(手帳含む)をご持参いただいた方ご本人に限り、無料。
- (2)1、2 級もしくは 1 種 3 級の身体障害者手帳、療育手帳、または 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方の介護人(原則、障害者 1 人につき 1 人)に限り、無料。
- (3)社会福祉施設等の引率者または介護者の方で、必要最小限の人数に限り、無料。
- (4)団体客の添乗員(ツアーコンダクター)、運転手、ガイドの方が案内をされる場合、無料。
- (5)その他、特に減免が必要と認めた場合の方

2. 受付処理効率化に伴う届出書提出(別紙の通り)

上記の対象者を含む団体で入園される方について、事前に日時、対象者等の人数、施設(団体)の種類等を届出していただくことにより、受付時における入園手続きを効率的に行わせていただきます。

以上